

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

被扶養者認定に係る同一世帯要件の一部撤廃について (通知)

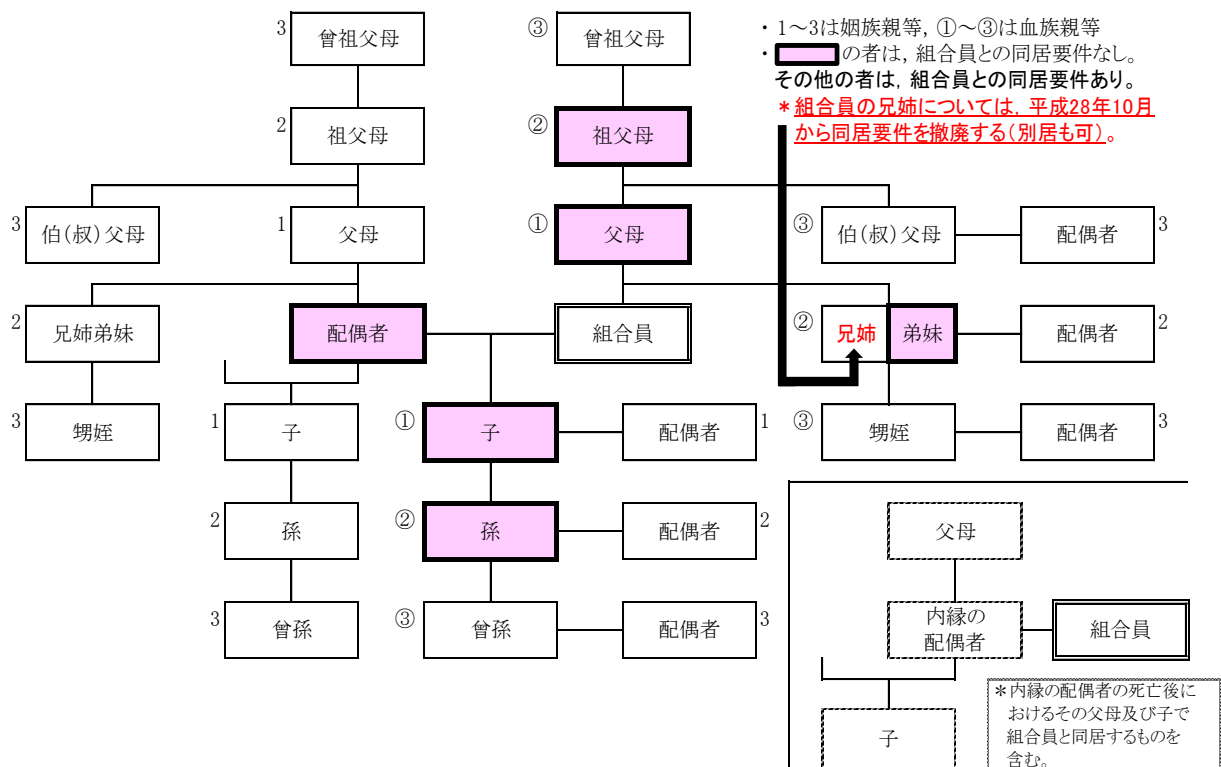
地方公務員等共済組合法が一部改正され、下記のとおり被扶養者認定に係る同一世帯要件が一部撤廃されますので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 内容

被扶養者認定において、組合員の兄姉については、組合員と同一世帯に属する（同居している）ことを認定要件の一つとしており、弟妹とは取扱いを異にしているところであるが、平成28年10月1日から、組合員の兄姉についても弟妹と同様に組合員と同一世帯に属することを要しないこととする。

【参考】被扶養者認定における身分関係の範囲



問合せ先

年金給付係 担当 上之蘭 (かみのその) ・川口  
電話 099-286-5220